

法律第八十一号（平二九・一二・一五）

◎競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十四年度」に改め、同条第二項中「平成二十九事業年度」を「平成三十四事業年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林水産・内閣総理大臣署名）